

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携として、当業界の技術革新を推し進めるべく、他社や他の業界で行われている技術を取り込む等のオープンイノベーションを行う。また、当社の技術を同業他社の価値創造を図るために、積極的な技術開示を行い、同業界をけん引していきます。  
また、同業者で担い手が不足して事業の継続が困難な企業には、事業承継支援を行います。
- b. IT 実装支援として、荷主様と共に EDI を構築しデータの相互利用をおこなうことで、スムーズかつ効率的な保管・配送業務を実現します。また、当社内のみではなく、企業間連携についてもサイバーセキュリティ対策の支援を行います。
- c. グリーン化の取組として、当業界の大きな課題である CO<sub>2</sub> の排出抑制に努めます。そのためにも、取引業者や自動車メーカー等への情報提供を行い、運搬時の脱・低炭素化技術の開発に寄与します。
- d. 健康経営に関する取組として、連携企業へ健康経営に係るノウハウの提供、また、当社グループ企業間では健康増進施策の共同実施を行います。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

これにより、物価に負けない持続的な賃上げを行います。

## ②支払条件

下請代金の支払いに、手形は使用せず現金で支払います。なお支払う場合には、支払手数料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とします。

また、下請代金支払遅延等防止法の基準が変更された場合、常に同法令を遵守します。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- ①事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50(フィフティ・フィフティ)」となるよう分かれています。
- ②当社は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されています。

2024年4月20日

熊本交通運輸株式会社

企 業 名

代表取締役社長 住永 富司

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。